

特別職の給与減額措置について

入湯税の取扱いに関する不手際等に係る責任の明確化に伴う特別職の給与減額措置について、次のとおりお知らせいたします。

1 事案の概要

本村における入湯税の取扱いについては、議会からの指摘を受け、条例に則った適正な取扱いに是正するとともに、過去の経緯について、その内容を令和8年6月29日に公表いたしました。

しかしながら、議会からの指摘に対して迅速に是正を行うことができなかったことなど、これまでの対応において不手際が生じました。

2 減額措置の内容

一連の不手際等について責任の所在を明確にするため、特別職の給与について、次のとおり減額措置を講じることといたしました。

(1) 対象者：村長及び副村長

(2) 内 容：給料月額100分の30を3か月間（令和8年9月から11月まで）減額

3 村長コメント

この度の入湯税の取扱いに関する一連の経過や対応において、村民の皆様、そして議会をはじめとする関係者の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

また、議会からのご指摘に対して迅速な是正ができず、不手際を招いたことについて、理事者としての責任の所在を明確にするため、特別職（村長、副村長）の給与を減額する条例の改正案を、8月31日の村議会においてご承認いただきました。

今回の事態を厳粛に受け止め、今後は法令遵守と適正な事務執行を徹底し、村民の皆様からの信頼回復に全力で努めてまいります。

令和8年9月1日

大鹿村長 熊谷 英俊